

東京水道サービス株式会社内部統制に関する基本方針

当社は当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するために必要な体制を、以下の基本方針に則り整備することにより、適法かつ効率的に執行する体制を確立する。

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び従業員は遵守すべき行動基準として「東京水道サービス株式会社コンプライアンス行動規範」に則り行動する。
 - (2) 当社及び子会社の法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を構築し、社外の通報窓口を設ける。
 - (3) 内部監査部門として当社に社長直轄の監査室を置く。
 - (4) 当社監査室は当社及び子会社に対する内部監査を実施する。
 - (5) 監査室はその結果を適宜、監査役及び代表取締役社長に報告するものとする。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ）等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程等に従い保存・管理する。
 - (2) 上記文書等は、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理基本方針は取締役会において決定されるものとする。
 - (2) 平時において各部署はその有するリスクの洗い出しを行い、職務執行の中でそのリスクの低減に取り組む。
 - (3) 管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理のための方針、体制、手続きを定め、リスク状況の監視、改善の指示を行う。リスク管理委員会の事務局は経営管理室とし、当社全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。
 - (4) リスク管理委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより経営に及ぼす影響を最小限にする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行う。担当取締役により目標達成の進捗管理を行う。
 - (2) 重要事項を決定するために、原則として月 1 回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(3) 各役職者の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し、権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保するため、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めることとする。また、重要な報告事項については子会社を所管する部署から当社の取締役会等に報告することとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、リスク管理基本方針に基づき、当社の経営管理室及びリスク管理委員会が、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスクを総括的に管理する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を整備するため、子会社を所管する部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。

(4) 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、当社のコンプライアンス行動規範及び内部通報制度を子会社に共通して適用する。また、子会社における内部統制システムの整備に関する支援・指導を行なうとともに、当社の監査室が子会社に対する内部監査を実施する。なお、当社の取締役または従業員が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する事項

当社が定める「TSS*¹におけるTWI*²に対する指導監督基準」に基づき、子会社における重要事項については速やかに当社へ報告することとする。また、業務執行状況や決算など財務状況について、定期的に報告を求め、情報共有を図る。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の事項

(1) 子会社のリスク管理基本方針は当社の取締役会において決定されるものとする。

(2) 管理担当取締役を子会社のリスクに関する統括責任者とし、子会社全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。

(3) 平時において子会社はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減に取り組むとともに事業活動に重大な影響を及ぼすリスクについては、各担当取締役が対応策を検討し、取締役会で審議する。

(4) 新たに生じた事業活動に重大な影響を及ぼすリスクについては、取締役会において速やかに対応の責任を持つ取締役を選定し、対応について決定するものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務は、監査室においてこれを補助する。補助を行う監査室の従業員は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(2) 当該従業員の人事評価、懲戒、異動については事前に監査役の意見を尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。

9. 当社並びに子会社の取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社並びに子会社の代表取締役社長及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- (2) 当社並びに子会社の取締役及び従業員は監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (3) 当社並びに子会社の取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査役に対して報告を行うものとする。
- (4) 監査室は定期的に監査役に対し、当社及び子会社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- (5) 監査室は定期的に監査役に対し、当社及び子会社における内部通報の状況の報告を行うものとする。

10. 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査役へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役及び従業員は、監査室に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当社は監査役が独自に外部専門家を監査役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
- (2) 監査役は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

※1 「TSS」は「東京水道サービス株式会社」

※2 「TWI」は「東京水道インターナショナル株式会社」